

令和8年度 第1回 京都地方最低賃金審議会

令和8年7月2日（木） 午前9時30分～午前10時48分

京都下労働基準監督署 会議室

●労側、■使側、☆公益、○事務局等

（開始）

○小見賃金室長

これから「令和8年度第1回京都地方最低賃金審議会」が開催されますが、開催に先立ち、事務局から連絡をさせていただきます。

会議は公開としております。

本日の傍聴希望者を公示したところ、5名の方が傍聴をされております。

また、取材のため報道機関の方がお見えでございます。

なお、決定要覧は各委員用として配付しているものですので、メモ等していただいてかまいません。

荷物になるようでしたら、事務局で管理をいたしますので、会議終了後、お名前を書いていただき、机の上に置いたままにしておいてください。

報道機関の方、写真を撮られますか。

撮影を行います。

（写真撮影中）

（開会）

○小見賃金室長

ただいまから、令和8年度第1回京都地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料ですが、だいたい色のフラットファイル、最低賃金決定要覧、次回7月30日の第2回本審の案内文、そして「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」となります。

不足はございませんでしょうか。

次に、フラットファイルに綴じました資料の確認をさせていただきます。

1 ページ、資料ナンバー1として「第55期京都地方最低賃金審議会委員名簿」。

2 ページ、資料ナンバー2として「京都地方最低賃金審議会運営規程」。5 ペー

ジ、資料ナンバー 3 として「京都地方最低賃金審議会京都府最低賃金専門部会運営規程」。7 ページ、資料ナンバー 4 として「京都地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程」。9 ページ、資料ナンバー 5 として「最低賃金法第 25 条第 5 項による意見聴取について」。11 ページ、資料ナンバー 6 として「令和 8 年度における特定（産業別）最低賃金の改正等に係る申出の意向表明一覧表」をそれぞれ添付しております。

ここまでの、審議会運営関係の資料となります。

続けて、賃金データ資料についてでございます。

13 ページ、資料ナンバー 7 として「京都府経済の動向」。30 ページ、資料ナンバー 8 として「京都市消費者物価指数」。36 ページ、資料ナンバー 9 として「令和 7 年毎月勤労統計調査地方調査結果概要」。44 ページ、資料ナンバー 10 として「新規学卒者の賃金の推移」。45 ページ、資料ナンバー 11 として「京都府内の中途採用者の採用時賃金情報」。46 ページ、資料ナンバー 12 として「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」。資料の最後、49 ページ、資料ナンバー 13 として「令和 7 年賃金構造基本統計調査の結果」となります。

資料に抜けはございませんでしょうか。

では、次に新任の委員のご紹介をさせていただきます。

令和 8 年 3 月 31 日付けで公益代表委員 1 名と使用者代表委員 1 名の 2 名が辞任されております。

辞任された 2 名の後任として、新たに 2 名の委員の方が任命されておりますので、ご紹介いたします。

まず、公益代表委員の舟木委員でございます。

☆舟木委員

弁護士会推薦で参りました舟木と申します。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

次に、使用者代表委員の大槻委員でございます。

■大槻委員

日東精工から参りました大槻と申します。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

ありがとうございます。

それでは、本日の出席状況報告でございます。

公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 5 名、合計 14 名の

委員にご出席をいただいています。

従いまして、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることをご報告します。

なお、労働者代表委員の伊達委員は、所用によりご欠席でございます。

本年度の第1回の審議会の開催に際し、京都労働局長の伊勢から、皆様にごあいさつがございます。

では、伊勢局長よりお願いいたします。

○伊勢京都労働局長

京都労働局長の伊勢でございます。本年3月31日付けで着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

第1回京都地方最低賃金審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はご多忙のなか、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

最低賃金制度は、労働者の生活の安定と労働条件の改善を図るとともに、公正な競争環境を確保する上で極めて重要な役割を担っております。

一方で、最低賃金の改定に当たりましては、地域経済の実情や中小・小規模事業者の経営環境などにも十分配慮しながら、総合的な観点からバランスの取れた議論を進めていくことが求められております。

現在、我が国においては、物価の上昇や円安、人手不足の深刻化など、賃金を取り巻く環境が大きく変化しております。このような状況の中、最低賃金の在り方につきましては、労働者の生活向上と企業の持続的な成長の両立という観点から、慎重かつ建設的な議論が必要であると考えております。

本審議会におきましては、委員の皆様、それぞれのお立場から、専門的かつ率直なご意見を賜り、充実したご審議をいただきますようお願い申し上げます。

何とぞ忌憚のないご議論を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

ありがとうございました。

続きまして、委員の紹介に移らせていただきます。

本年度の委員をご紹介いたします。

お手元に配付しております1ページ、資料ナンバー1、「第55期京都地方最

低賃金審議会委員名簿」に従い、委員名簿の公・労・使の順にご紹介いたします。

まず、公益代表委員です。

岩永会長。

☆岩永会長

岩永です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

河原委員。

☆河原委員

河原でございます。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

櫻井委員。

☆櫻井委員

櫻井です。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

舟木委員。

☆舟木委員

舟木です。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

渡辺委員。

☆渡辺委員

渡辺です。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

次に、労働者代表委員です。

大西幹子委員。

●大西幹子委員

大西でございます。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長
大西稔委員。

●大西稔委員
大西でございます。本年もよろしくお願いいたします。

○小見賃金室長
門野委員。

●門野委員
門野です。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長
七里委員。

●七里委員
七里です。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長
続いて、使用者代表委員です。
石垣委員。

■石垣委員
石垣でございます。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長
大角委員。

■大角委員
大角でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小見賃金室長
大槻委員。

■大槻委員

大槻でございます。よろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

沼田委員。

■沼田委員

沼田です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

○小見賃金室長

深沢委員は、後ほどご到着されるというご連絡を受けております。

それでは続いて、事務局の紹介でございます。

労働基準部長の東でございます。

賃金指導官の西川でございます。

賃金調査員の伊藤でございます。

同じく、賃金調査員の久米でございます。

最後に私、賃金室長の小見でございます。

円滑な審議が行えるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行については、岩永会長にお願いいたしたいと思っております。

なお、昨年度まで議事録署名人を決めておりましたが、本省に確認したところ、議事録への署名押印は必要ないということでございました。

無論、議事録の作成につきましては、委員の皆様には全部ご覧をいただいたうえで、作成をしてまいります。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

☆岩永会長

皆様ご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。

早速ですが、お手元の会議次第に沿って審議を進めてまいりたいと思っておりますが、議題（1）は、令和8年度京都府最低賃金の改正決定についてです。

本日、京都労働局長から、京都府最低賃金改正の諮問があるということでございます。

○伊勢労働局長

京労発基 0702 第4号 令和8年7月2日

京都府最低賃金審議会 会長 岩永昌晃 殿

京都労働局長 伊勢久忠

令和 8 年度 京都府最低賃金の改定決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、京都府最低賃金（平成 2 年京都労働基準局最低公示第 3 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

よろしくお願いいたします。

（伊勢京都労働局長から岩永会長へ、諮問文を手交）

（写真撮影中）

○小見賃金室長

それでは諮問文の写しを配付させていただきます。

（諮問文の写しを配付）

○小見賃金室長

お手元に届きましたでしょうか。

配らせていただきましたのが、局長から読み上げさせていただいたものでございます。

それでは、報道機関の方におかれましては、頭撮りはここまでということにさせていただきますと思います。

会長よろしくお願いいたします。

☆岩永会長

それでは、次の議題に進みます。

次は議題の（２）と（３）ですね。京都府最低賃金審議会専門部会の設置及び関係労使の意見聴取の公示、この二つは関連しておりますので、まとめて事務局から説明をお願いします。

○小見賃金室長

では、二つの手続きについてご説明いたします。

まず一つ目は、京都府最低賃金専門部会委員の任命手続きです。最低賃金の改正の決定については、最低賃金法第 25 条により、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する専門部会を置かなければならないと規定されております。

そして、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により、関係労働者を代表する委員は

関係労働組合、関係使用者を代表する委員は関係使用者団体に対し、候補者の推薦を求めたうえで、その推薦があった候補者から任命するものとされています。

候補者を広く募るため、専門部会委員の推薦公示を行っております。今年度は、本日7月2日に公示をします。それに基づき、任命手続きを進めてまいります。推薦締切日は7月23日とさせていただきます。

なお、地賃の専門部会は、異議申出期間が満了した時点で廃止となり、委員の任期もそこまでということになります。

二つ目は、「労使の関係者からの意見聴取の公示」でございます。

これにつきましても、本日公示いたしまして受付を開始し、意見の提出の締め切りを専門部会委員の推薦と同じく、7月23日とさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

☆岩永会長

はい。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

●■ ☆各側委員

(質疑応答なし)

☆岩永会長

特にご意見やご質問はないようですので、次の議題に進みます。

次に、議題の(4)令和8年度特定(産業別)最低賃金新設・改正申出の意向表明についてと(5)令和8年度特定(産業別)最低賃金新設・改正の必要性の有無に係る審議についても関連しておりますので、まとめて事務局から説明をお願いします。

○小見賃金室長

それでは11ページ、資料ナンバー6をお開きください。

特定(産業別)最低賃金改正等の申出に係る意向表明は、本年3月18日に、5業種の改正と4業種の新設に係る意向表明が提出されております。

今後、申出が行われた業種については、必要性審議を行い、改正及び新設の「必要性あり」と判断された場合は、最賃法第25条第2項に基づく専門部会を設置して改正の審議を行うことになります。

また、意向表明のあった9業種については、賃金室において基礎調査を実施しております。「必要性あり」となり、審議が始まりましたら、資料として提供させていただきます。予定をしております。

事務局からは以上です。

☆岩永会長

はい。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

●■ ☆各側委員

(質疑応答なし)

☆岩永会長

特にご意見やご質問もないようですので、次の議題に進みます。

さて、事務局から説明がありましたとおり、9業種から申出の意向表明がなされております。

申出があれば、局長から産業別の特定最低賃金改正の必要性についての諮問を受けて、これについて審議をする必要がございます。

産業別の特定最低賃金の必要性の有無については、かつては、公・労・使各2名での検討小委員会を設置し、審議してまいりましたが、この数年は全員協議会でご検討をいただきました。

本年度の審議について、どのように計らうか、審議方法について、ご審議をいただきたいと思います。

労側、使側、それぞれ、現状どのようにお考えかということ、ご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

大西稔委員、お願いします。

●大西稔委員

はい、大西でございます。

現状ということでお話をさせていただきますと、これまで労側から主張させていただいておりますとおり、やはり関係労使の意見をしっかり反映するという意味でも、必要性審議にあたりましては、専門部会を開いて、当該産業の労使でしっかりと話し合う必要があるというふうに考えておりますので、その方向で進めていただきたいというのが労側の主張でございます。

☆岩永会長

従来、行われていた検討小委員会では行わないという意見ですね。

●大西稔委員

はい。

☆岩永会長

わかりました。

使用者側はいかがでしょうか。

石垣委員、お願いします。

■石垣委員

はい。石垣でございます。

ここ数年、ご承知のとおり、地方最低賃金の引上げ額が非常に大きい中ではありますので、そういったところ、それから毎年の経済の状況といったところ、それと企業の支払能力といったところも含めて、総合的に各業種についても考えてはいきたいとは思っています。

ただ、今、労側もおっしゃったように、関係労使の意見聴取となると、それぞれの日程もかなり厳しいところもあるかと思うので、業種も増えていますから今までどおり全員協議会で決定するということが難しいということであれば、検討小委員会を開催した中で検討するのもいいかなというふうには、今年度はね。従来は全体（全員協議会）でと言っておりましたが、そのあたりがあってもいいのかなと。まあ現状ですよ、現状。

それ（検討小委員会）でいこうと言っているわけではなく、現状そういうふうな思いも持っています、ということで意見は詰めたいと思います。

☆岩永会長

確認ですけれども、検討小委員会や、専門部会は。

■石垣委員

専門部会となると、またその専門部会の委員を集めてこななければならないでしょう。その業種で集めてこいと言われても、なかなかそれは難しいので。

☆岩永会長

ということは、全員協議会ではなく、検討小委員会ということでしょうか。

■石垣委員

検討小委員会で検討されてはどうですか、という思いも持っていますということです。

☆岩永会長

はい、わかりました。

■石垣委員

ただ、それ（検討小委員会）でないとだめだという意味ではなくて。せっかくなので広く、これまでどおり全員協議会の中で意見を交わしながら進めてもいいのかなというのはありますけれどね。

状況が、ここ数年とは変わってきていますので、そういう意味では、改めて検討小委員会を開いてもいいのかなというような思いを持っているということです。

☆岩永会長

この点、労側としてはいかがでしょうか。検討小委員会はでの審議は、検討の余地はあるのでしょうか。

●大西稔委員

そうですね。ちょっと個人的な、ここ（労側委員）の合意形成がとれてないので、あまり軽率な発言はしづらいところではあるのですけれど。

やはり我々の趣旨からすると、その産業を熟知している労使で話し合うからこそ納得性があるというふうにも考えておりますので。検討小委員会になりますと、やはりこのメンバーの、特定のメンバーになると思いますので、我々の主張、趣旨からすると、少し逸脱するのかなと。

それであれば逆に、変な話、多くの方の意見を取り入れるというのは、小委員会で、決まった人間でやる意味が、あまり理解できないかなと思いますので。

☆岩永会長

はい、わかりました。

このあたりのところについては、今日のこの本審の場で、詰めるということもなかなか難しかろうというふうに思いますので、そのところは労使の二者協議で話し合いいただくようお願いできればと思います。それで、その審議状況を次回の本審でご報告いただければと思います。

本日、こちらの会場を、この本審が終わったあとも引き続き使えることになっているということです。まずはそちらのほうで意見交換をしていただき、その後も、事務局のほうでも日程調整や会場の手配はしていただけると伺っておりますので、可能であれば、二者協議で話を詰めていただきたいと思います。

そこで完全に合意が取れるかどうかというのは、ちょっとよくわからないと

ころだろうと思いますけれども、審議の経過というか、状況を次回の本審でお聞かせいただければありがたく存じます。よろしくお願いいたします。

この点について、ほかに何かご意見などございましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

●■☆各側委員

(異議なし)

☆岩永会長

それでは、次の議題に進みます。

次は、議題（６）最低賃金を取り巻く状況について、事務局から説明をお願いします。

○小見賃金室長

それでは説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付いたしました審議会資料のナンバー 7 からナンバー13 の順に説明をいたします。

13 ページ、資料ナンバー 7 をお開きください。「京都府経済の動向（令和 8 年 5 月報告）」でございます。

この資料は京都府が府内の主要な経済指標を総合的に取りまとめ、6 月 1 日に公表したものととなります。主な内容を確認してまいります。

13 ページ、「1 府内経済の動向（総合判断）」では、「府内の景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、海外景気の動向等を注視する必要がある」とし、前月から「判断据え置き」ということになっております。

次に、「分野別概況」のうち、「生産」「物価」「雇用」の状況を確認いたします。

なお、本調査の指数は 2020 年を基準年として設置し、「100」としておりますのでご承知おきください。

16 ページ、「生産」をご覧ください。この調査での生産は、鉱工業を指数として用いております。鉱工業とは、天然資源を採取する鉱業と原材料を加工して製品を製造する工業を合わせた総称とされています。

2023 年 4 月から 2026 年 3 月までの間は、107.1 から 121.4 の間で推移しており、2025 年の指数は 113.4 で、前年比 0.1 パーセント減となりました。

次に 17 ページ、物価でございます。消費者物価指数の「総合」と「生鮮食品を除く総合」の 2 種類の京都市と全国の指数が示されていますが、本日は総合を確認いたしたいと思います。

消費者物価指数は、消費者が日常生活で購入する物やサービスの価格変動を測定する経済指標で、経済の体温計とも呼ばれておるものでございます。

2023年3月以降、ほぼ上昇をしつづけており、2025年の数字は112.3となり、前年比3.7パーセント増となっております。

22ページ、「雇用」をお開きください。こちらは京都府の有効求人倍率を指標としております。

ご存じのとおり、有効求人倍率とは仕事を探している人、1人に対して、何件の求人があるかを示すもので、数字が1倍を超えれば、求人が求職を上回っているということになります。

2023年4月から2026年3月まで、ほぼすべての月で1.2倍を超える数字となっており、2025年は1.25と対前年比0.021パーセント増で、1人の求職に対して1.25件以上の求人があったということになります。

次に30ページ、資料ナンバー8、「京都市消費者物価指数 令和7年平均確報」をお開きください。

先ほどは物価全体を確認しましたので、ここでは各費目別に何個か確認をしたいと存じます。

31ページの食料は126.2で、前年比7.0パーセントの上昇、光熱・水道は110.4で、前年比4.0パーセントの上昇、他の費目も教育以外は、0.5パーセントから7.0パーセントの上昇となっております。特に食料、生鮮食品、光熱・水道など、生活必需品目の上昇率が高くなっております。

続きまして、春闘の状況についてご説明いたします。

36ページをお開きください。資料ナンバー9、「令和7年毎月勤労統計調査地方調査結果概要」でございます。

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつては、その全国の変動を毎月明らかにすること、地方調査にありましては、その都度、都道府県別の変動を明らかにすることを目的とした調査でございまして、常用雇用労働者5人以上の事業所の1人当たり1か月平均値となっております。

添付した資料は、毎月の調査結果を年でまとめたもので、令和7年における京都府で5人以上の事業所の1人当たりの賃金の平均が確認できます。

ページ中段の「表1 賃金の動き」をご覧ください。この中の名目賃金とは、労働者が実際に受け取る賃金のこと、それに対して実質賃金は、名目賃金から消費者物価指数を基準に物価変動の影響を除いて計算する数値となります。

令和2年を100として、名目賃金は115.1で、前年比3.9パーセント増に対して、実質賃金は100.5で、前年比増減なしということになっております。

続きまして、右側の「表2 産業別賃金支給額」をご覧ください。「現金給与総額」と「きまって支給する給与」の2項目に分かれております。

「現金給与総額」は、賞与を含む給与の総額、「きまって支給する給与」は毎月決まって支給される給与の額となっております。令和7年の「現金給与総額」の調査産業計は、32万4029円で、対前年比3.9パーセント増、「きまって支給する給与」は26万2020円で、対前年比3.1パーセント増となっております。

では、44ページ、資料ナンバー10の「新規学卒者の賃金の推移」をお開きください。

過去5年の「新規学卒者の賃金の推移」の全国数値となります。令和7年の結果では26万2300円で、前年比5.64パーセント増、高卒では20万7300円で、前年比4.96パーセント増となっております。

その右側、45ページ、資料ナンバー11になります。「京都府内の中途採用者の採用時賃金情報」でございます。

この資料は、京都局管内ハローワークにおける雇用保険の加入データに基づき、パートタイム労働者と新規学卒者を除いた雇用形態が常用の者を対象に採用時の賃金、1月から3月でございますが、を集計したものでございます。

令和8年1から3月期は27万3000円で、金額にして1万円、前年比3.80パーセント増という結果となっております。

続いて46ページ、資料ナンバー12は、京都における「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」を添付しております。

資料は、京都局管内のハローワークにおける求人者の募集賃金並びに求職者の希望賃金を職業別、年齢別に分けて集計したものとなっています。

資料の「上限平均」「下限平均」とは、求人票は賃金額に幅をもたせて募集する場合がございまして、求人票に記載される賃金の上限額・下限額、それぞれの平均となります。

資料は、京都府内のハローワーク京都府全体、亀岡以南の南部および以北の北部に分けた地域でございますが、ものを添付しております。

細かい数字、これは後ほどご確認いただくとしまして、求人募集賃金、求職者募集賃金ともに、ほとんどの職業別、また年齢別で、南部のハローワークのほうが高くなっているという結果となっております。

資料最後、49ページ、資料ナンバー13をお開きください。「令和7年賃金構造基本統計調査結果概要」となります。

この調査は、統計法に基づき、厚生労働省が実施している賃金調査で、毎年6月に実施をしております。詳細は後ほどご確認いただくといたしまして、賃金の推移だけ、少し確認させていただきます。

56ページをご覧ください。平成13年から令和7年までの賃金の推移が記載されております。令和7年は全体で34万600円となり、前年比で3.1パーセント、金額で1万200円増となっております。

資料のご説明は以上でございます。

続きまして、本日、机上に配付いたしました、こちらの「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」について説明をいたしたく存じます。

お手元にご用意ください。

こちらの資料は、令和8年6月23日付けで厚生労働省労働基準局長名にて全国の労働局長宛に発出されたもので、審議に際し、委員の皆様にお伝えするよう指示されたものです。本審議会に先立ち、委員の皆様には事前に送信はさせていただいておりますが、本日改めて配付いたしました。

構成といたしましては、前半部分は「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」として、中賃の全員協議会で審議された論点と、その考え方の整理が記載されております。後半部分は、その中の発効日に関する参考資料というものが付けられております。

まず、表紙をめくり1ページの1「令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題」についてでございます。ここには令和7年度の審議結果の概要や、考えられる課題について記載するとともに、あとの2及び3に記載している二つの事項について、課題の整理と対応方針の整理が記載されております。

続きまして、1ページの2「近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げの考え方」でございます。

(1) 課題では、まず前提として、法定3要素のデータに基づく審議が原則であることなどについて合意が得られたということが記載されております。

その一方で、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で高い引上げ額となったのではないかと。目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと意見が出されたということが記載されております。

2ページ(2)対応方針のほうをご覧ください。こちらでは、課題に対する対応方針についてまとめて記載されております。

そこでは、3要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後もこの考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきこと。とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけでなくで地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でないこと。また、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地賃の公益委員見解等で明らかにすべきであるといった記載されております。

次に、3 ページの3「発効日についての考え方」についてご説明いたします。

まず(1) 課題になります。発効日について、従前は、多くが法定発効であったとしたうえで、大幅な引上げがあった11 県において指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られたこと。さらに、令和7 年度は指定日発効が急増し、過半数の27 府県で11 月以降の発効となったほか、発効日に大きなばらつきが生じたことなどが記載されております。

そして4 ページ(2)「発効日の後ろ倒しと影響の確認」では、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金の状況、J I L P T 調査、厚労省の委託調査に関する概要が記載され、後半にお付けしております資料1 から4 にまとめております。詳細のご説明は省略させていただきますので、この資料につきましては後ほどご確認をいただきたいと思います。

続きまして、7 ページ(3)「全員協議会における議論」として議論をまとめております。

引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り、公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきといった意見が記載されております。

他方で、発効日が後ろ倒しにされたことで、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったという意見。発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分であった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるといった意見が記載をされております。

さらに、引上げ額と発効日の関係について、発効日が、いわば交渉材料として扱われており、発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきであると記載をされております。

こうした議論の内容を踏まえまして、次の基本的考えということで、8 ページ(4) で対応方針をまとめております。

発効日は、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地賃の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではないこと。指定日発効とする場合には、その判断理由を地賃の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきことなどと記載をされております。

また、指定日発効とした地賃においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであることなどとしております。

続きまして、8 ページ 4、「その他」をご覧ください。全員協議会では、ランク区分の見直しや、E U 指令についての考え方に関しても意見をいただいております。詳細なご説明は省略いたしますが、それぞれ、「今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とするとともに、これまでのご意見の概要といったものが記載されております。

最後に 9 ページ 5、「今後の取組について」でございます。

中賃は地賃に対し、令和 8 年度以降、地域の実態と乖離した引上げ及び発効日で示された考え方、今、説明させていただきました考え方を踏まえた審議を行うことを要望するとしております。

また、ランク区分の見直しや E U 指令についての考え方について、中賃の全員協議会で引き続き議論を行うことで合意したとしております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

☆岩永会長

はい。大きく分けて二つのことについてご説明いただきました。一つは、最低賃金を取り巻く状況についてです。もう一つは、昨年度の各都道府県の最低賃金の審議結果を踏まえた中賃、あるいは厚生労働省での論点と考え方の整理についてです。

この二つに分けてご意見、ご質問を伺えればと思います。

まずは最低賃金を取り巻く状況について、何かご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

はい、門野委員、お願いします。

●門野委員

はい。すみません、質問なのですが、13 ページの資料ナンバー 7 のところの分野別概況で、「消費」の部分が載っていると思います。たぶん詳細なページは、また後ろのほうの 18 ページに載っているものでもいいのかなと思いますが。

この百貨店、スーパー販売額という形で記載があるのですが、これは総合スーパーの数字という認識でよろしいですか。スーパーマーケットといってもいろいろ、食品スーパーとかもあるので、そちらも含めた数字なのか。分類上の総合スーパー、百貨店と総合スーパーの部分の総合スーパーとしての数字なのかをちょっと。去年も聞いたかもしれないのですが、もしわかったら教えてください。

○西川賃金指導官

確認をさせてもらってもいいですか。

●門野委員

はい。

○西川賃金指導官

今のご質問をもう一回整理しますと、ここに合計販売額、百貨店とスーパーという、このスーパーの中に総合スーパーが。

●門野委員

スーパーと書いてありますけれど、このスーパーというのは総合スーパーのことなのか、一般的にイメージされる食品スーパーも含めた数字なのかというところを。

○西川賃金指導官

スーパー以外のそういった食料品も入っているのかという。

●門野委員

入っているのかどうか。

○小見賃金室長

スーパーのくくりでございますね。確認させていただきます。

●門野委員

お願いします。

☆岩永会長

そのほかいかがでしょうか。

はい、沼田委員お願いします。

■沼田委員

僕も確認です。ちょっとびっくりしてるのですが、47、48 ページをちょっと見ていただきたいのですが。

これが、京都のハローワークの集計ということでよろしいのですよね。北部と南部ということで、47 ページは南部の、これはハローワークで求人された賃金、それから申し込みをされた方の希望賃金ですね。

こちらのパートの方が重要だと思うのですが、こっちも求人と求職される方の希望賃金ということですよ。

○小見賃金室長

はい。

■沼田委員

北部と南部でかなり金額が違うなあというのにびっくりしたのと、あと、特に聞きたいのが、その 48 ページの年齢別のところのいちばん右側のパートの求職者希望賃金なのですか。

これは 4 月分ですよ。4 月分、1 か月分だけの集計ということですよ。

となると、これ、1,108 円って、これ、最賃、京都は 1,122 円ですよ。それよりも、24 歳以下も、35 から 45 歳以下、45 から 54 歳以下も、何か低いのですが、これはこういうことなのですか、何か最賃のほうが。

○小見賃金室長

私どもがいじったわけではないので。

■沼田委員

最賃以下で。

○小見賃金室長

まあ希望でございますので。

■沼田委員

ということになると、ちょっと待って、こんなことがあるのだと思って、改めてびっくりしたのですが。

これは間違いではないですよ、これは。

○西川賃金指導官

これはホームページで公表されているものです、はい。

■沼田委員

そうですか、はい。わかりました。何か、改めてびっくりしたのですが。

○西川賃金指導官

資料を検討してみます。

■沼田委員

それとあと、66 ページをちょっとご覧いただきたいのですけれども。

これもちっと感想めいたことで申し訳ないのですが、都道府県別の賃金がそれぞれありまして、これは男女計で、これは賃金なのですね。

○小見賃金室長

はい。

■沼田委員

都道府県でこれだけの差があるのを知って、改めてびっくりしているのですけれども。

これは、毎年、毎年、出されている数字ですね。

○小見賃金室長

はい。

■沼田委員

すみません、去年までちゃんと見てなかったのがちょっと申し訳ないと思ったのですけれど。

いや、ひとこと言うと、最賃よりもかなり賃金の都道府県格差が大きいので、ちょっと改めて資料をいただいたときにびっくりしていたということなのです。ちょっとすみません、こちらは感想めいたことですが。

○小見賃金室長

ありがとうございます。こちらホームページに載っております。

■沼田委員

わかりました、はい。ありがとうございます。ちょっと確認だけで申し訳ございません。

☆岩永会長

深沢委員、お願いします。

■深沢委員

はい、深沢でございます。きょうは遅れまして、申し訳ございませんでした。

まず、質問の前に意見として、46 から 48 ページの求人の賃金（求人募集賃金・求職者募集賃金情報）のデータは、その南部と北部の格差ということもさることながら、京都の実態がどうかはわからないのですが、昨今全国のハローワークの求人の全求人に占める割合が、かなりウエイトが下がっているという中で、先ほどの 1,122 円を下回っているような数字も含めて、ほんとうに実態を表しているのか、正直、疑問に感じると思います。

これは意見です。参考としてはいいと思うのですが、これをもって、これだけで判断するというのはやや危険かなというのを感じているという意見でございます。

それで、質問ですが、まず京都の様々な経済動向の数字の中の、百貨店、スーパーだったり。商業動態統計の数字というのは、これはもう物価の影響も含めた上昇と見てかまいませんか。

○小見賃金室長

2020 年を 100 とした見た場合の数字です。

■深沢委員

いや、金額です。消費者物価数ではなくて消費の、商業動態統計の金額に関して、消費者物価指数による調整等、物価上昇を加味しない統計があると思うのですが、これは物価の影響も含まれていますか。

当然、物価は上がっているので、単純に、数量は変わらなくても額は上がると思うのですが、その確認です。

○小見賃金室長

確認させていただいて、ご回答をさせていただきます。

■深沢委員

それと、方針のほうは後にしたほうがいいですね、まず統計を。はい、以上です。

☆岩永会長

賃金を取り巻く状況について、そのほか。

■深沢委員

すみません。もう一つあります。ごめんなさい。

☆岩永会長

はい、お願いします。

■深沢委員

労働時間のデータがどこかにあったと思うのです。41 ページですかね。44 ページあたりです。

こちらのデータに関して、パートタイマーだけを切り出したデータはありますか。

○小見賃金室長

探してご用意させていただきます。

■深沢委員

はい。以前からこれは申し上げているのですが、やはり最低賃金の引き上げに伴って、働き控えの問題が、企業においては非常に問題になっている中で、はたしてその労働時間も、維持であれば所得が増えるという話なのですけど、結局、最賃が上がった分、労働時間が減らされると、短い時間で、より多くの所得という意味では、労働者にとってはいい話ですけど、雇用する側からしてみると、人手不足も問題になっている中で非常に危機感を感じていますので、そのあたり、もしデータがあれば。少なくとも前年対比とかいうのがあると、できれば5年ぐらいの推移を見たいのですけれど、なければ前年対比でも構いません。お願いします。

○小見賃金室長

はい、承知いたしました。

☆岩永会長

そのほか、賃金を取り巻く状況の資料について、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、もう一つのほうですが、昨年度の全国、各都道府県での審議状況、審議結果を踏まえた中賃での論点整理です。

そちらの点につきまして、ご意見、ご質問ありましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

深沢委員、お願いします。

■深沢委員

はい、深沢でございます。

2点ございまして、一つは、昨年の審議の中で、大幅な引上げが想定される中で、発効日については一定程度、議論の余地があるということで、京都も法定発効日ではない指定日ということになったのですけれども。そもそも去年の発信の中では、国としてなのか、中賃としてなのかはちょっとわかりませんが、ある程度の賃金引上げを何とか実現するためにも、発効日については一考の余地ありというところもあったかと思うのです。

それを今年になって、このようなまとめをされたというところについて、去年、中賃が政府か中賃か記憶が定かではないのですが、どの程度の発効日の議論の余地を想定されて発信をされたのかというのがちょっとわからないのです。例えば越年は想定していなかったのか。1か月程度は準備期間というところで、1、2か月程度だったのか。そのあたり、どういう議論があったのか、ここでは一切読み取れなかったもので、その点、もし何か情報があれば教えていただきたいということ、これが一つめです。

それともう一つは、準備期間をしっかりと取ることが主たる理由というふうに書かれていますけれど、少なくとも京都の議論の中には、準備期間の問題と、先ほども申し上げた、いわゆる働き控えの問題。年内に引上げることによる11月、12月の年末の繁忙期に、パートタイマーの方が働き控えをされることのリスクというのも議論の中にはあったと思うのですけれど。今回、中央の審議会の中で、そのあたりは理由としてあまり取り上げられなかったのか、そのあたりを教えていただきたいです。お願いします。

○小見賃金室長

まず、最初のご質問であります、具体的な期日につきましては、すみません、承知しておりませんので、また確認をさせていただきたいと思います。

二つ目、働き控えのことにつきましても、こちらには確かに書かれておりません。こちらについてもあわせて確認をさせていただきます。

■沼田委員

よろしいでしょうか。

☆岩永会長

はい、沼田委員お願いします。

■沼田委員

沼田です。よろしくお願いします。

今の深沢委員からの年収の壁に伴う働き控えの件は、ほんとうに、ちゃんと議論をこの中でしたうえで、発効日についてはどうするかというのをやっぱり示していただきたいので。どうも中審の中ですかね、議論を読んでもあまり出てきていないので、そこはしっかりと議論をしていただきたい。

もしくは、そこが抜けているのであれば、京都労働局のほうから、その議論がどうなのかというのはしっかりと行っていただきたいというふうに思いますので、それは要望しておきます。

あともう一つは、そもそもこの文書なのですけど、これを我々はどう受け取っていけばいいのか。これからまだ中賃のほうも議論があると思うのですけれども、それに先立ってこの文書が出るというのが。しかもこれは、厚生労働省の労働基準局長から、各都道府県の労働局長にこういった文書を出されたということなのですけども、この文書を我々、審議会としてはどう受け取っていいのかがちょっとよくわからなくて。こういった文書が出されているということについては、理解はしますけれども、これをこの審議会の中でどう受け取るのかというのは、またお教えいただきたいということです。よろしくお願いします。

○小見賃金室長

はい。年収の壁の件につきましては、こういった議論を京都の最低賃金審議会で行われたことはお伝えさせていただきます。

二つめの沼田委員からのご質問でございますが、すみません、今、その答えを私では持ち合わせておりませんので、皆様方、委員にお示しするようにということで配らせていただきましたので。お答えにちょっとなってはいないのですけれども、こういった回答になって。

■沼田委員

とりあえずは京都の労働局長に、こういう文書が出されたのですねということだけでよろしいのですよね。この審議会の中で、ご指示があったということではないという理解でよろしいですね。

○小見賃金室長

指示するというような文言はありません。

■沼田委員

わかりました。

☆岩永会長

はい、そのほかの論点整理というか、こちらの文書についてご質問、ご意見はございますでしょうか。

☆舟木委員

はい。

☆岩永会長

はい、舟木委員、お願いします。

☆舟木委員

はい、舟木です。3ページの(2)対応方針ですが、最後のところ、「発効日についての考え方」の上のところです。

「厚生労働省は、当該年度の中賃の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする」とあります。

私はちょっと今年度から入っていますので、前年度までと比べて、何らか新しいデータ、資料の提供があったのかどうかということがわからないのですが、何かそういうものがあったのであれば、今回の資料のうちどれなのかということをお教えいただければと思います。以上です。

○小見賃金室長

はい、お答えいたします。新しい資料というのは今、添付はしておりません。昨年と今、お配りしているのは同様のものがございます。

今、利用可能な資料、データにつきまして、次の審議会までには、もしあればご用意をさせていただきたいと思います。

☆舟木委員

はい。

☆岩永会長

そのほかいかがでしょうか。

はい。深沢委員。

■深沢委員

今のご質問に関連して、去年、確か専門部会の物価関連のデータだったと記憶しているのですが、京都市のデータしかないというものがあったのです。京都府がないと。

市だけだと、ちょっとやっぱり見誤るところもあるので、そのあたりも、逆のパターンですけど、府全体のものが、ないものは出せないということにはなると思いますが、ご努力いただければありがたいなと思います。

○小見賃金室長

もう一度、探してみます。

☆岩永会長

はい、そのほかいかがでしょうか。

☆櫻井委員

よろしいでしょうか。

☆岩永会長

はい。櫻井委員お願いします。

☆櫻井委員

はい、すいません、櫻井です。

8 ページの「その他」のすぐ上のところ、「対応方針」のところですが、「指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきである」と書いてあるのですが、これに関しては今後、影響等を把握していくということになるのでしょうか。

○小見賃金室長

可能な限り、こちらで調査できる範囲で。

☆櫻井委員

さっき、経営者側のご質問の中にも、この文書どう受け取るのかという、ご指摘というかご質問がありましたけれども、行うべきであるというふうになれば、やっぱりそこについては審議に反映させていくということを、この地賃の審議会としても行っていく予定であるというふうに受け止めてよろしいですかね。

○小見賃金室長

こちらに書かれておりますので、はい。

☆櫻井委員

これから把握して共有していただくということでしょうか。

○小見賃金室長

可能な範囲ということで。

☆櫻井委員

可能な範囲で。はい、わかりました。

☆岩永会長

はい、そのほかいかがでしょうか。

門野委員、お願いします。

●門野委員

すみません、去年はプラス1円、京都でプラス1円になって、政府から手厚い支援みたいな話が確かあったと思うのですけれども。

それについては、具体的にどのような支援策が行われて、どれぐらいの影響があったのかというのをちょっと知りたいなと思っておりますけれども。

○小見賃金室長

はい、次回の審議会までに資料を用意させていただきます。

☆岩永会長

はい、ほかいかがでしょうか。

☆河原委員

はい。

☆岩永会長

はい、河原委員、お願いします。

☆河原委員

今までの皆さんのご意見と同じなのですけれども、データがなくて、なかなか、なんていうのか、審議がきちっと進まないというか、もやもやしたところが残っていましたが、中賃の議事録とかを見ると、「中賃では膨大なデータをいただいたうえで私たちは審議をしている。だから地方においても、それと同じような状況にならなければいけないしということと、そのように努力する。」みたいなことも書かれていました。

ですので、今の皆さんのご要望のデータも、京都で無理であれば、中央のほうにもちょっと投げかけてみて、中央で持っているものの地方版みたいなものをできるだけ準備していただけるのであれば、ありがたいなと思います。お願いします。

○小見賃金室長

はい、承りました。

☆岩永会長

はい、そのほかいかがでしょうか。

●■☆各側委員

(意見等なし)

☆岩永会長

よろしいでしょうか。

賃金を取り巻く状況として、昨年度の審議状況を踏まえた論点整理、いずれもちょっと大部の資料でございますので、またこちらのほうをご精査いただいて、次回以降の審議にご活用をいただければというふうに思います。

それでは続きまして、最後に議事3、その他となっておりますが、全体、あるいは本年度の審議のこととについてなど、何かございましたら、労使各側からご意見いただければというふうに思います。

何かございますでしょうか。

よろしいでしょうかね。

はい、大西委員、お願いします。

●大西稔委員

今、本年度の審議会を始めるにあたりまして、総括的というか、昨年の振り返りも含めながら少し発言をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

まずもって、公益の皆様も、使用者側の皆様も、この最賃の運営に関して、真摯に取り組んでいただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

本年のハルドリ、春季生活闘争におきましては、全国平均で5パーセント以上を維持しておりますし、中小組合においても高い水準の賃上げが実現しているという実情を踏まえ、賃金引上げの流れというのは、日本にも定着しつつあるのかなというふうには思っております。

しかしながら、働く皆さんの生活実態を見ますと、依然として厳しい状況が続いているということです。2025年の全国的な実質賃金につきましてはマイナスで推移しておりますし、これは4年連続という状況でございます。

名目賃金は上昇しているものの、やはり物価上昇がそれを上回っていますので、働く者の生活実態というのは決してよくなっていないというのが現状かというふうに思っております。

特に、最賃近傍で働いておられる非正規労働者、または労働組合のない職場で働く皆様にとっては、やはり春闘における賃上げ効果が十分に波及しているというふうには思っておりませんし、この最低賃金は、そういった方々の生活を守る最低限の底支えになるというふうに思っておりますので、本審議会の役割というのは、非常に重要になってきているというふうに思っております。

また、先ほどからあります発効日の話につきましても、去年は各地の結果、大きな課題を残したというふうに思っております。

近年の物価上昇は、月単位で家計に影響を与えておりますので、やはりこの発効日につきましても、生活者の生活に非常に大きな影響を与えるというふうに思っております。

決まったときからではなく発効されてからやっぱり影響をしますので、賃上げ効果を一日でも早く労働者に届ける責任というのも我々は負っているというふうに思っております。ですので、そういった観点もしっかり踏まえて、真摯な議論を進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

総括的ではありますが、去年の結果も踏まえて、現状も踏まえて、労側の代表としてのごあいさつじみた話になりましたけれども、よろしくお願いをいたします。

☆岩永会長

はい、ありがとうございました。

使用者側委員のほうは、何かございますでしょうか。

石垣委員、お願いします。

■石垣委員

はい、石垣でございます。

先ほどからのさまざまなデータもよろしくお願ひしたいと思ひます。

これまでの労側委員、そして公益委員の先生方にも、大変前向きな議論に対応していただき、ありがたいというふうに思っております。

その中で、我々としても、今、労側のご意見も毎年聞かせてもらっているところですし、十分把握したうえで進めてまいりたいと思ひます。

先ほども、従来からずっとおっしゃっている最低賃金の近傍で働く方々、そして非正規、あるいは労働組合のない事業所で働いている人たち、そういった人たちへの幅広い影響、こういったことも考えてということではあるのですが、我々、逆に経営側として、使用者側としては、一定の規模で相当のところであればいいのですが、もっと零細な企業のあるいは北部などの地方で事業を進めておられる方々にも一律に適用されるということに対しては、やはり幅広く柔軟な対応ということもお願いしたいなということです。

そこはもう市場から出ていってもらったらいんだと、賃金を引き上げられないのならば出ていってよろしい、というようなことを安易に黙認するような内容というのは、我々としてもちょっと同調しかねるということがあります。ですので、そのあたりも3要素の中において、やはり企業の賃金の支払能力というのは含まれていますし、そういった意味で、そういったところもしっかりと踏まえた、前向きな議論をお願いしたいなというようには思っております。

決して引き下げろとか、そういうことを言っているのではなくて、そういったところも議論の中にはしっかりと意識をした進め方といいますか、意見交換をしていきたいなということで、今年度もよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

☆岩永会長

はい、ありがとうございました。

その他、ご意見がございましたら、お願ひいたします。

●■☆各側委員

(意見等なし)

☆岩永会長

よろしいでしょうか。

はい、それでは今後の日程などについて、事務局より説明をお願いします。

○小見賃金室長

今回の審議会の日程でございますが、7月30日木曜日の午前9時から、労働局の6階会議室で開催となります。

議事内容は、京都府最低賃金専門部会委員の任命関係、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会の内容伝達、京都府最低改正決定に係る労使からの意見聴取といったところを予定しております。以上でございます。

☆岩永会長

はい、今回の開催日は7月30日木曜日、午前9時からです。

本日の審議会は、これで終了しますが、このあと、先ほどちょっと出ました特定最低賃金の必要性の審議方法、審議の場について、二者協議で少し意見交換をしていただければと考えているところでございます。

先ほど本審で、それぞれ労使から意見が出されたところでございます。

その点について、どうですかね、労使それぞれ、別室で何か、意見調整とかの場を設けたほうがよろしいですか。それとも、この場でもう話ができる感じですか、それはどうですか。

●大西稔委員

別に・・・。

☆岩永会長

いや、先ほど個人的な意見なのでと言われていたので、何か意見調整がやはり必要なのかなと。

●大西稔委員

はい、もう少しフランクに、平場で、お互いの思いを伝えられたらいいかなと思っておりますので。

☆岩永会長

それでは別にそこは大丈夫、もうそのままということでよろしいでしょうかね。

●大西稔委員

はい。

☆岩永会長

はい、それでは、この場で労使による二者協議のほうを行っていただければと思います。出席される労使委員はそのままお待ちください。

公益代表委員については、お帰りいただいて結構です。また、事務局のほうも退出をお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

(終了)